

日出町告示第95号

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第58条の2及び日出町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年日出町条例第24号)に基づき、日出町における人事行政の運営等の状況を次のとおり公表する。

令和6年9月27日

日出町長 安部 徹也

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 退職と採用の状況

(単位:人)

令和4年度採用者			令和5年度退職者				令和6.4.1 付採用者
R5.4.1 付採用者	R5.4.2～ R6.3.31 の採用者	採用者合計	R5.4.1～R6.3.31			退職者合計	
			定年退職	応募認定退職	その他		
7	2	9	4	2	0	6	8

(注)フルタイム再任用職員を含みます。

(2) 職員数の状況(令和5年4月2日～令和6年4月1日)

(単位:人)

R5.4.1現在職員数	退職者	採用者	R6.4.1現在職員数
213	6	10	217

(注)フルタイム再任用職員を含みます。

(3) 再任用の状況(令和5年度実績)

(単位:人)

部 局	再任用者数
町長事務局	11
議会事務局	0
監査委員事務局	0
農業委員会事務局	1
企業部局	0
教育委員会事務局	2

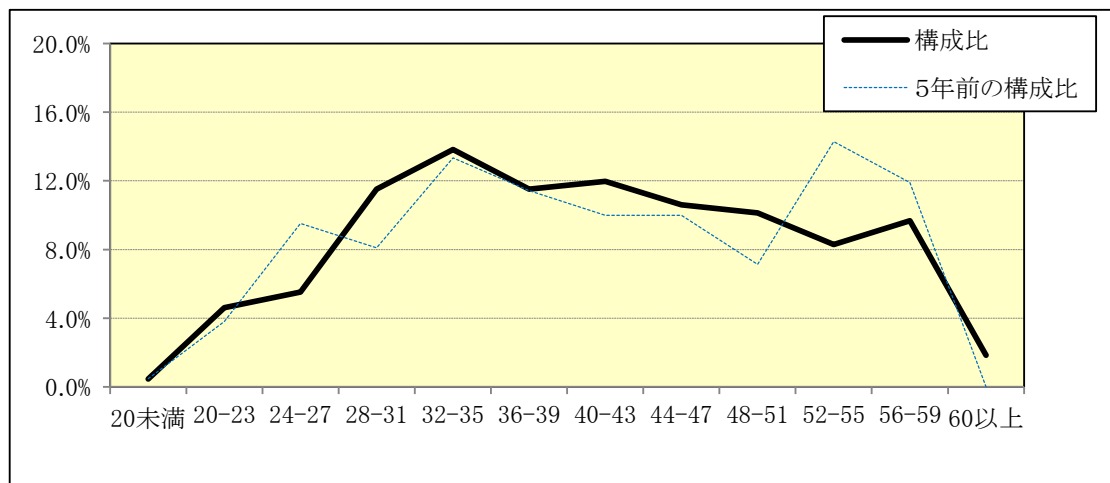
(4) 部局別職員数の状況(各年度4月1日現在)

(単位:人)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和5年	令和6年		
一 般 行 政 部 門	議 会	3	3	0	
	総 務	53	57	4	病気休職者を総務課付け配置による増
	税 務	16	16	0	
	農 林	14	18	4	短時間職員からフルタイム職員配置による増
	商 工	6	6	0	
	土 木	16	14	△ 2	退職者不補充による減
	民 生	26	27	1	業務量増による増
	衛 生	13	9	△ 4	コロナワクチン対策室廃止に伴う減
	小 計	147	150	3	
特 別 行 政 部 門	教 育	38	41	3	建築技師配置による増
	小 計	38	41	3	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	水 道	8	7	△ 1	上水道業務減による減
	下 水	3	3	0	
	国 保	5	6	1	国保業務増による増
	介 護	10	8	△ 2	異動者不補充による減
	そ の 他	2	2	0	
	小 計	28	26	△ 2	
合 計		213 [247]	217 [247]	4 [0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数で、[]内は、条例定数の合計です。

(5) 年齢別職員構成の状況(令和6年4月1日現在)



区分	20歳未満	20-23歳	24-27歳	28-31歳	32-35歳	36-39歳	40-43歳	44-47歳	48-51歳	52-55歳	56-59歳	60歳以上	計
職員数	1人	10人	12人	25人	30人	25人	26人	23人	22人	18人	21人	4人	217人

(6) 部門別職員数の推移

(各年4月1日現在)

区 分 部門別	31年	2年	3年	4年	5年	6年	過去5年間の 増減数(率)
一 般 行 政	141	146	152	148	147	150	9 (6.4%)
教 育	35	36	35	35	38	41	6 (17.1%)
消 防							
普 通 会 計 計	176	182	187	183	185	191	15 (8.5%)
公営企業等会計計	34	32	30	29	28	26	▲ 8 (▲23.5%)
総 合 計	210	214	217	212	213	217	7 (3.3%)

2 職員の競争試験及び選考の状況

令和5年度採用試験の状況(令和6年1月1日採用)

(単位:人)

職種	申込者数	第一次試験 受験者数(A)	第一次試験 合格者数(B)	第二次試験 合格者数(C)	最終合格者 (D)	競争率 (A)/(D)
事務 (社会人)	112	93	33	8	4	23.3倍
土木	2	2	2	1	1	2.0倍
建築	3	3	3	0	-	-
計	117	98	38	9	5	19.6倍

令和5年度採用試験の状況(令和6年4月1日採用)

(単位:人)

職種	申込者数	第一次試験 受験者数(A)	第一次試験 合格者数(B)	第二次試験 合格者数(C)	最終合格者 (D)	競争率 (A)/(D)
事務	77	37	15	5	5	7.4倍
保健師	2	0	-	-	-	-
建築 (追加募集)	0	0	-	-	-	-
保健師 (追加募集)	2	2	2	1	-	-
計	81	39	17	6	5	7.8倍

3 職員の人事評価の状況

平成28年度から、全職員を対象に人事評価を実施しています。

4 職員の給与の状況

(1) 総括

ア 人件費の状況(一般会計決算)

区 分	住民基本台帳人口 (5年度末)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 4年度の人件費率
5年度	人 27,897	千円 13,064,737	千円 203,214	千円 2,062,227	% 15.8	% 16.1

(注) 人件費には特別職に支給される給料、報酬等を含みます。

イ 職員給与費の状況(一般会計予算)

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職 員 手 当	期 末・勤 勉 手 当	計 B	
6年度	人 194	千円 815,181	千円 255,523	千円 382,288	千円 1,452,992	千円 7,490

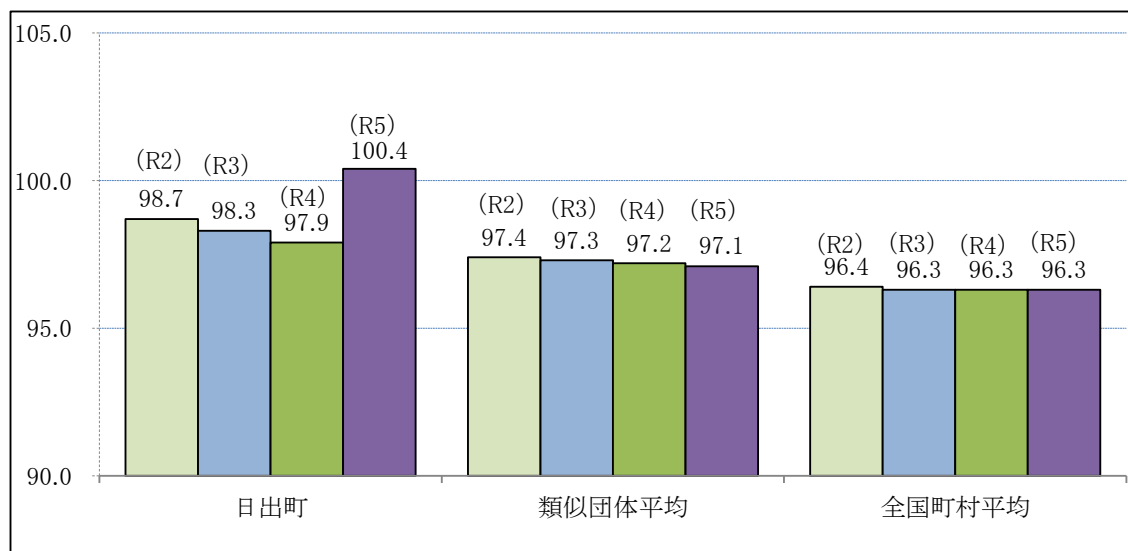
(注) 給与費は当初予算に計上された額です。

(2) 特記事項

日出町は、平成17年4月1日から職員の給料減額措置を実施しています。

- 減額措置の内容：
- ・平成17年4月1日から平成25年3月31までの間、全職員一律5%カット
 - ・平成25年4月1日から平成25年8月31までの間、1～3級の職員は4%、4～7級の職員は5%カット
 - ・平成25年9月1日から平成26年5月31日までの間、1～3級の職員は6%、4～5級の職員は7%、6～7級の職員は7.5%カット
 - ・平成26年6月1日から平成27年3月31日までの間、1～3級の職員は2%、4～7級の職員3%カット
 - ・平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間、1～3級の職員は2%、4～7級の職員4%カット
 - ・平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間、1～3級の職員は1.5%、4～7級の職員3.5%カット
 - ・平成30年4月1日から平成30年12月31日までの間、1～3級の職員は1.0%、4～7級の職員3.0%カット
 - ・平成31年1月1日から令和2年3月31日までの間、1～3級の職員は0.5%、4～7級の職員2.5%カット
 - ・令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間、1～2級の職員は0.2%、3級の職員は0.5%、4～7級の職員は2.5%カット
 - ・令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間、4～5級の職員は2.0%、6～7級の職員は2.5%カット

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注)1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。
(注)2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(4) 一般行政職給料表の状況(令和6年4月1日現在)

(単位:円)

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1号給の給料月額	162,600	208,600	241,600	272,400	296,300	324,100	366,600
最高号給の給料月額	250,100	306,100	352,100	386,400	396,200	412,500	447,500

(5) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

ア 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和6年4月1日現在)

(ア) 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
日出町	41.7歳	324,093 円	364,803 円	346,387 円
大分県	41.6歳	313,647 円	383,318 円	338,749 円
国	42.4歳	322,487 円	— 円	404,015 円
類似団体	41.3歳	304,046 円	376,949 円	337,759 円

(ウ) 幼稚園教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
日出町	39.6歳	316,636 円	374,867 円
大分県	43.9歳	353,213 円	391,070 円
類似団体	40.1歳	293,293 円	330,444 円

(注)1 大分県、国及び類似団体の値は、令和5年4月1日現在のものです。
(注)2 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
(注)3 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

イ 職員の初任給の状況(令和6年4月1日現在)

区 分		日出町	大分県	国
		初任給	初任給	初任給
一般行政職	大 学 卒	203,000 円	192,000 円	185,200 円
	高 校 卒	171,400 円	159,200 円	154,600 円
幼稚園教育職	大 学 卒	203,000 円	214,500 円	— 円
	短 学 卒	185,200 円	— 円	— 円

(注) 大分県及び国の値は、令和5年4月1日現在のものです。

ウ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額額の状況(令和6年4月1日現在)

区 分		経験年数5～10年	経験年数10～15年	経験年数15～20年
一般行政職	大 学 卒	253,106 円	291,484 円	335,905 円
	高 校 卒	221,800 円	247,300 円	290,533 円
教育職	大 学 卒	— 円	296,000 円	323,400 円
	短 大 卒	— 円	— 円	333,750 円

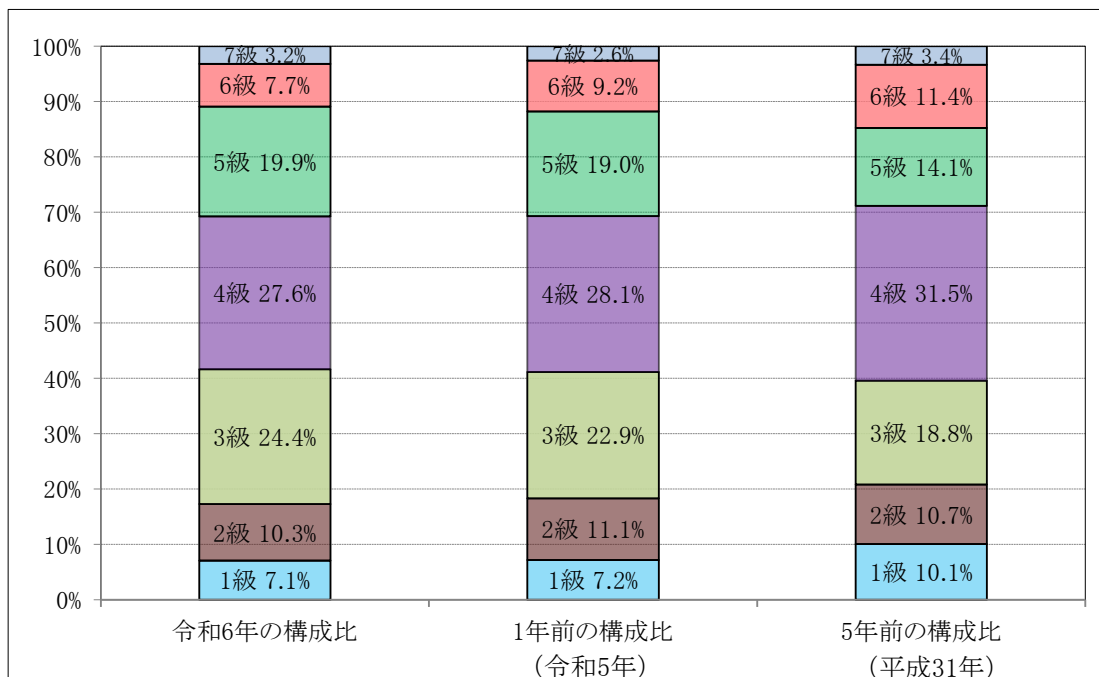
(注) 当該階層別職員がいない場合は、「—」で表示しました。

エ 一般行政職の級別職員数の状況(令和6年4月1日現在)

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
基準となる職務	主事、技師	主事、技師	主任	主査、副主幹、係長	課長補佐等	課長等	課長等	
職員数	11 人	16 人	38 人	43 人	31 人	12 人	5 人	156 人
構成比	7.1 %	10.3 %	24.4 %	27.6 %	19.9 %	7.7 %	3.2 %	100.0 %

(注) 1 日出町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

(注) 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



オ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

日 出 町	国
1人当たり平均支給額(5年度)	—
1,633 千円	
(5年度支給割合)	(5年度支給割合)
期末手当 2.45 月分 (1.375) 月分	勤勉手当 2.05 月分 (0.975) 月分
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)
職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～15% ・管理職加算 なし	職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当(令和6年4月1日現在)

日 出 町	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年	(支給率) 自己都合 応募認定・定年
勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分	勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分
勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分	勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分
勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分	勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分
最高限度額 47.709 月分 47.709 月分	最高限度額 47.709 月分 47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2%～45%加算	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2%～45%加算
1人当たり平均支給額 17,387 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

(ウ) 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)(普通会計決算)

支給実績(5年度決算)			656 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)			38,588 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(5年度)			9.2 %
手当の種類(手当数)			1
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	税の賦課徴収事務従事者	税の賦課徴収業務	賦課3,000円/月、徴収5,000円/月

(エ) 時間外勤務手当(普通会計決算)

支給実績(4年度決算)	40,634 千円
職員1人当たり平均支給年額(4年度決算)	256 千円
支給実績(5年度決算)	44,171 千円
職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	269 千円

(オ)その他の手当(令和6年4月1日現在)(普通会計決算)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (5年度決算)
扶 養 手 当	配偶者 6,500円 子 10,000円 配偶者・子以外 6,500円 16～22歳までの子 5,000円加算	同		19,844 千円	257,714 円
住 居 手 当	借家等 家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 家賃23,000円以上の場合 (家賃-23,000円)×1/2+11,000円 最高支給額27,000円	同		15,755 千円	144,541 円
通 勤 手 当	交通機関利用等職員 運賃相当額(最高限度額55,000円) 自動車等使用職員 距離に応じて4,500円～9,500円 (2km以上で支給)	異	自動車等 使用職員 2,000円～ 31,600円	6,319 千円	68,685 円
管 理 職 手 当	7級課長 54,000円 7級以外の課長等 51,000円 参事 42,000円 課長補佐級館長 36,000円	異	役職により 多種あり	12,552 千円	597,714 円

(注) 住居手当の5年度決算額は、内容及び支給単価の改正前に支給したものです。

カ 特別職の報酬等の状況(令和6年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	町 長	779,950 (821,000) 円	(参考) R5 類似団体における最高/最低額	
	副 町 長	627,840 (654,000) 円	920,000円 /	580,800円
	教 育 長	576,000 (600,000) 円	760,000円 /	522,000円
報 酬	議 長	388,000 円	499,000円 /	252,000円
	副 議 長	331,000 円	430,000円 /	202,000円
	議 員	322,000 円	400,000円 /	174,000円
期 末 手 当	町 長	3.40 月分 (5年度支給割合)		
	副 町 長	3.40 月分		
	教 育 長	3.40 月分		
	議 長	3.40 月分 (5年度支給割合)		
	副 議 長	3.40 月分		
	議 員	3.40 月分		
退 職 手 当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支払時期)
	町 長	(給料月額-(給料月額×10/10))×500/100×勤務年数	16,420,000 円	任期毎
	副 町 長	(給料月額-(給料月額×10/10))×290/100×勤務年数	7,586,400 円	任期毎
	教 育 長	(給料月額-(給料月額×10/10))×245/100×勤務年数	5,880,000 円	任期毎

(注) 1 括弧書きは、減額措置が無いとした場合の値で、令和6年4月1日現在、町長は5%、副町長及び教育長は4%の給料減額措置を実施しています。

(注) 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

5 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間

一週間の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間
38時間45分	8:30	17:00	12:15 ～ 13:00

(2) 年次有休休暇の取得率(令和5年1月1日～令和5年12月31日)

総付与日数	総取得日数	対象職員数	平均取得日数	消化率
5,679日	1,872.0日	146人	12.8日	33.0%

(注) 上記は、町長部局の職員を対象にして集計したものです。

6 職員の休業の状況

育児休業の状況(令和5年度中)

区 分	男 性	女 性
新たに育児休業を取得した者	4人	2人
前年から引き続き育児休業を取得している者	0人	4人

7 職員の分限及び懲戒処分者の状況

(1) 分限処分者数(令和5年度中)

区 分	降任	免職	休職	降給	計
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0	0
心身に故障の場合	0	0	5	0	5
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0
定数の改廃等により廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0	0

(2) 懲戒処分者数(令和5年度中)

区 分	戒告	減給	停職	免職	計
法令に違反した場合	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反した場合、職務を怠った場合	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	0	0	0

8 職員のサービスの状況

(1) 営利企業等従事制限に係る許可の状況（令和5年度中）

申請人数	承認人数	承認した主な事項
0人	0人	-

(2) 地方公務員の服務規律の概要

地方公務員法には、すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、全力を挙げて職務の遂行に専念しなければならないとされ、地方公務員が遵守すべき服務の根本基準が定められています。

それ以外にも、個別の義務として、法令の遵守と上司の職務上の命令に忠実に従う義務、職務に専念する義務や職務上知り得た秘密を守る義務が課せられています。また、争議行為などや信用失墜行為を行うことも禁止されており、さらには、営利企業などに従事することや政治的行為を行うことも制限されています。

このように、地方公務員には職務の円滑な遂行や住民の公務に対する信頼を確保するために、さまざまな制約があります。

また、日出町独自に職員服務規程を制定し、地方公務員法に定めるもののほか、事務処理や応待における心得等を規定しています。

こうした服務規律を確保し、より一層の服務規律の維持向上に努めるべく、職員に対して周知徹底し、適切な指導に取り組んでいます。

9 職員の退職管理の状況

地方公務員法の規定に基づき、「日出町職員の退職管理に関する規則」を制定しました。

10 職員の研修の状況

令和5年度に実施した研修は、以下のとおりです。

研 修 区 分		研 修 名	日数	参加人数
基 本 研 修	階層別研修	新任課長級研修	2	4
		新任課長補佐級研修	2	6
		新任係長級研修	2	8
		中堅職員研修Ⅰ	1	7
		中堅職員研修Ⅱ	2	8
		新採用職員研修(前期)	2	9
		新採用職員研修(後期)	2	10
		幹部セミナー	1	1
職 務 能 力 向 上 研 修	政策形成能力	デジタル人材育成研修	1	1
		自治体DX推進研修	1	1
	業務遂行能力	クレーム対応向上研修(オンライン)	1	2
		現場対応型研修	1	2
		交渉力向上研修	2	2
		ワンペーパー資料作成研修	1	7
		住民に伝わる文章の書き方研修	1	1
		臨時・非常勤職員研修	1	4
	管理能力	危機管理・メディア対応研修Ⅱ	1	1
		コーチング研修Ⅱ	1	1
		事務処理マニュアル作成研修	2	1
		説明力強化研修	1	1
		セルフモチベーション向上研修	1	5
		タイムマネジメント研修	1	15
		基礎から学べる部下・後輩育成研修	1	4
		判断力・決断力向上研修	2	1
	法務	基礎法務研修(新採用職員)	1	11
		法制執務研修	1	1

行政実務研修	税務	新任税務職員研修(オンデマンド)	-	7
		おおいた徴収カレッジ(マネジメント講座)	1	1
		おおいた徴収カレッジ(リーダー養成講座)	2	1
		おおいた徴収カレッジ(初任者講座)	2	2
	財務・会計等	簿記・会計研修A(入門)	3	3
		契約事務研修(工事請負)	2	2
		財務基礎研修	1	1
		公金徴収(私債権等)事務研修	1	2
	NOBA行政管理講座	空き家対策と処分手続きの実務研修	1	3
その他研修	派遣研修	メンタルヘルス推進リーダー養成研修	2	1
		NOMA行政管理講座 派遣研修	1	1
		民間派遣研修	4	4
		法務能力向上研修(県)	1	1
		こころを掴む対応技術向上研修(都市広域圏)	1	4
		脳の性について、最新の脳科学から(都市広域圏)	1	2
		下水道経営セミナー	3	3
	その他	新採用職員研修	4	4
		人権動画視聴研修(正規職員対象)	-	183
		メンタルヘルス研修(課長級対象)	1	21
		人権講演会	1	14
		人権研修(全職員)	2	282
		コンプライアンス研修(全職員)	2	293
		AED研修	1	35

11 職員の福祉及び利益保護の状況

(1) 令和5年度における安全衛生委員会開催状況

名 称	開催回数
衛生委員会	2

(2) 令和5年度における健康管理事業等の状況

項目	実施時期	受診者数
一般健康診断	10～2月	379

(注) その他職員相談を月2回行っています。

(3) 福利厚生制度に係る町の負担状況(職員共済会)

職員共済会(名称:日出町職員共済会)は職員の福利厚生及び職員相互の親睦と生活の向上を図ることを目的とされた互助会です。共済会は主に職員の掛金(年間12,000円/人)と町からの補助金によって運営されています。会員数は214名(3月末)、5年度に町が職員共済会に支出した補助金は150万円で、事務費を除いた補助率は33.8%、1人あたりの補助金は6,069円になります。

また、令和5年度の共済会の厚生費と給付費の合計決算額は5,255千円となります。

ア 主な事業内容

- ・ 糸ヶ浜海浜公園、町内道路での清掃活動
- ・ 日出町商工会主催の盆踊り大会への参加

イ 職員共済会給付事業

(単位:円)

項目	件数	給付実績額	給付単価等
療 養 見 舞 金	0件	0	療養期間により5千～2万円
出 産 祝 金	11件	660,000	出生児1人につき6万円
結 婚 祝 金	3件	300,000	会員1人につき 10万円
銀 婚 祝 金	3件	30,000	会員が銀婚(結婚後25年) 1万円
永 年 勤 続 慰 労 金	8件	80,000	勤続30年に達したとき 1万円
災 害 見 舞 金	0件	0	風水火震災により損害1～5万円
死 亡 弔 慰 金	11件	110,000	会員や親族の死亡 1～5万円
退 職 慰 労 金	7件	580,000	退職(勤続年数により) 2万～10万円
初 盆 供 養	6件	30,000	会員や親族 5千～1万円
駐 車 場 助 成 金	112件	640,000	駐車場借り上げ助成 3千円上限
計	161件	2,430,000	

(4) 公務災害補償の概要と発生状況

公務災害補償制度は、職員が公務上の災害(負傷、疾病、障害及び死亡)又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害の補填(補償)と、被災職員の社会復帰の促進及び職員・遺族の援護を図るために必要な事業(福祉事業)を行うことを目的としています。具体的には、地方公務員法第45条に基づいて定められた地方公務員災害補償法によって定められています。日出町は地方公務員災害補償基金大分県支部に加入しており、令和5年度中に公務災害と認定された件数は0件、通勤災害と認定された件数は0件でした。

(5) 職員の勤務条件に関する措置の要求の状況

地方公務員法第46条において職員は、給与、勤務時間、その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができることになっています。これは、地方公務員法によって労働協約や争議行為等の手段で自己の勤務条件の改善を図る途が制限されている職員について、適正な勤務条件を確保し、その利益を保護しようとする制度の1つです。

令和5年度の措置の要求の状況は次の表のとおりです。

令和4年度末 係属件数	令和5年度 措置要求件数	令和5年度処理件数			令和5年度末 係属件数
		取下	却下	判定	
0	0	0	0	0	0

(6) 職員に対する不利益処分に関する審査請求の状況

地方公務員法第49条の2において職員は、懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けたときは、公平委員会に行政不服審査法による審査請求をすることができることになっています。公平委員会は、審査請求を受理したときは、その事案について審査を行い、その処分を承認し、修正し、又は取り消し、及び必要がある場合においては、任命権者にその職員がその処分によって受けた不当な取扱いを是正するための指示をしなければならないこととされています。(地方公務員法第50条)

令和5年度の審査請求の状況は次の表のとおりです。

令和4年度末 係属件数	令和5年度 審査請求件数	令和5年度処理件数			令和5年度末 係属件数
		取下	却下	判定	
0	0	0	0	0	0